

○健康なかがわ21（第三次）の概要

1. 法的根拠

健康増進法(平成14年法律第103号)第8条の2

市町村は住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

2. 計画策定の背景

少子化・高齢化がさらに進み総人口・生産人口が減少、女性の仕事や育児・介護の両立、高齢者の就労拡大などを通じ社会の多様化が進みつつある中、国の健康日本21(第三次)の基本的な方向として ①健康寿命の延伸 ②個人の行動と健康状態の改善 ③社会環境の質の向上 ④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つが示されました。

当市においても、急速に進む少子高齢化、家族形態の変化、地域の人間関係の希薄化、コロナ禍での食生活及び健康づくり等についての意識の変化、働き方やライフスタイルの変化等により健康に関する課題もさらに多様化していくことが予想されます。

健康なかがわ21第二次計画においては、健康寿命は延伸したものの、一部の指標、一部の性・年齢階級では悪化しているなどの課題があり、個人の行動と健康状態の改善をさらに促すこと、健康課題の多様化に対応し、全世代においてそれぞれのライフスタイルに対応したきめ細かな健康づくりを推進することが必要と考えます。

3. 計画の性格

この計画は中津川総合計画を上位計画とし、市民の健康増進を図るための基本事項を示し必要な方策を明らかにするものです。この計画策定に当たっては国の示す「国民の健康の保持増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を勘案し、市が策定する特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画、介護保険事業計画等関連する計画との調和に配慮し定めるものとします。

4. 計画の期間

健康なかがわ21(第三次)は、令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とします。

なお、社会情勢等の変化への対応や関連計画との整合性を図るため、開始後5年後を目処に中間評価を行ないます。